

其状況ハ右ノ通り修正又ハ挿入セリ
(1) 綱領

草案ノ通り

(四) 政策

二三ノ間ニ右ノ通り挿入

「赤穂和事市町村長其他一切ノ自治体公職ノ直接若
間接等」

「三」冒頭ニ「治安維持法、治安警察法及暴力行為等取締
法其他一切」ヲ加フ、

六「刑務所ノ次」及「警察署」ヲ加フ後尾ニ「平養終末後
即日係釈及保証金ノ廢止」ヲ加フ、

八、次上諸税ノ次ニ「其他一切」ヲ租税ノ次ニ「高率」

党規約修正小委員会

委員長

委員

頭 實ニ郎 (茨城)

吉岡 重孝 (東京)

望月 (静岡)

石塚 実三 (兵庫)

水谷 長三郎 (京都)

渡邊 (秋田)

原 澤武三郎 (東京)

以上七名ハ午後五時三十分別室ニ委員会ヲ開催シ代
議員ノ修正意見ヲ参考トシテ逐條的ニ審議シタル結
果修正セラレタル令ハ九ノ如シ
下口宗 日記